

新旧対照表

○那覇港管理組合行政財産使用料条例

改正 (R 4. 4. 1 から施行)	現行 (R 4. 3. 31 まで)																																
<p style="text-align: center;">那覇港管理組合行政財産使用料条例</p> <p style="text-align: right;">平成14年4月1日 条例第8号</p> <p>(第1条から第17条 略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和3年12月2日条例第1号)</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 施行日の前日までに、第3条の規定による許可を受けて存する占有物件(施行日において許可又は協議に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占有物件」という。)の施行日以降の占有期間に係る占有料の額は、当該既存占有物件について、改正後の那覇港管理組合行政財産使用料条例別表の規定により算定した占有料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じ算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>(1) 令和4年度 改正前の那覇港管理組合行政財産使用料条例別表の規定により算定した額に1.2を乗じた額</p> <p>(2) 令和5年度以後の各年度 当該各年度の前年度の占有料の額に1.2を乗じて得た額</p> <p>別表 (第9条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">占有物件等の区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: top;">道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td>電柱 (1) 第1種電柱</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">1本につき1年</td> <td style="text-align: right;">1,700円</td> </tr> <tr> <td>(2) 第2種電柱</td> <td style="text-align: right;">2,600円</td> </tr> <tr> <td>(3) 第3種電柱</td> <td style="text-align: right;">3,500円</td> </tr> <tr> <td>電話柱 (4) 第1種電話柱</td> <td style="text-align: right;">1,500円</td> </tr> <tr> <td>(5) 第2種電話柱</td> <td style="text-align: right;">2,400円</td> </tr> </tbody> </table>	占有物件等の区分		単位	金額	道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱 (1) 第1種電柱	1本につき1年	1,700円	(2) 第2種電柱	2,600円	(3) 第3種電柱	3,500円	電話柱 (4) 第1種電話柱	1,500円	(5) 第2種電話柱	2,400円	<p style="text-align: center;">那覇港管理組合行政財産使用料条例</p> <p style="text-align: right;">平成14年4月1日 条例第8号</p> <p>(第1条から第17条 略)</p> <p>別表 (第9条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">占有物件等の区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: top;">道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td>電柱 (1) 第1種電柱</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">1本につき1年</td> <td style="text-align: right;">1,400円</td> </tr> <tr> <td>(2) 第2種電柱</td> <td style="text-align: right;">2,100円</td> </tr> <tr> <td>(3) 第3種電柱</td> <td style="text-align: right;">2,800円</td> </tr> <tr> <td>電話柱 (4) 第1種電話柱</td> <td style="text-align: right;">1,200円</td> </tr> <tr> <td>(5) 第2種電話柱</td> <td style="text-align: right;">1,900円</td> </tr> </tbody> </table>	占有物件等の区分		単位	金額	道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱 (1) 第1種電柱	1本につき1年	1,400円	(2) 第2種電柱	2,100円	(3) 第3種電柱	2,800円	電話柱 (4) 第1種電話柱	1,200円	(5) 第2種電話柱	1,900円
占有物件等の区分		単位	金額																														
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱 (1) 第1種電柱	1本につき1年	1,700円																														
	(2) 第2種電柱		2,600円																														
	(3) 第3種電柱		3,500円																														
	電話柱 (4) 第1種電話柱	1,500円																															
	(5) 第2種電話柱	2,400円																															
占有物件等の区分		単位	金額																														
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱 (1) 第1種電柱	1本につき1年	1,400円																														
	(2) 第2種電柱		2,100円																														
	(3) 第3種電柱		2,800円																														
	電話柱 (4) 第1種電話柱	1,200円																															
	(5) 第2種電話柱	1,900円																															

改正 (R 4. 4. 1 から施行)				現行 (R 4. 3. 31 まで)			
	(6) 第3種電話柱		3,400円	(6) 第3種電話柱		2,700円	
	(7) その他の柱類		150円	(7) その他の柱類		120円	
	(8) 共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	15円	(8) 共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	12円	
	(9) 地下電線その他地下に設ける線類		9円	(9) 地下電線その他地下に設ける線類		7円	
	(10) 路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,500円	(10) 路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,200円	
	(11) 地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	920円	(11) 地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	730円	
	(12) 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,100円	(12) 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,400円	
	(13) 郵便差出箱		1,300円	(13) 郵便差出箱		1,000円	
	(14) 広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	25,000円	(14) 広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	19,000円	
	(15) その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,100円	(15) その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,400円	
道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	(1) 外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	64円	道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	(1) 外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	51円
	(2) 外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		92円		(2) 外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		73円
	(3) 外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		140円		(3) 外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		110円
	(4) 外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		180円		(4) 外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		150円
	(5) 外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		280円		(5) 外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		220円
	(6) 外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		370円		(6) 外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		290円
	(7) 外径0.4メートル以上0.7		640円		(7) 外径0.4メートル以上0.7		510円

改正 (R 4. 4. 1 から施行)					現行 (R 4. 3. 31 まで)					
	メートル未満のもの (8) 外径0.7メートル以上1 メートル未満のもの (9) 外径1メートル以上のもの			<u>920円</u>		メートル未満のもの (8) 外径0.7メートル以上1 メートル未満のもの (9) 外径1メートル以上のもの			<u>730円</u>	
				<u>1,800円</u>					<u>1,500円</u>	
	道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>3,100円</u>		道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>2,400円</u>	
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	(1) 地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額	道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	(1) 地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額					階数が2のもの	Aに0.007を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額					階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額
	(2) 上空に設ける通路 (3) 地下に設ける通路 (4) その他のもの	<u>13,000円</u> <u>7,600円</u> <u>3,100円</u>		(2) 上空に設ける通路 (3) 地下に設ける通路 (4) その他のもの		<u>9,300円</u> <u>5,600円</u> <u>2,400円</u>				
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	(1) 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	<u>250円</u>	道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	(1) 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	<u>190円</u>	
	(2) その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	<u>2,500円</u>		(2) その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	<u>1,900円</u>	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」と	(1) 看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>2,500円</u>	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」と	(1) 看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>1,900円</u>	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>25,000円</u>			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>19,000円</u>	

改正 (R4.4.1から施行)				現行 (R4.3.31まで)					
いう。)第7条第1号に掲げる物件		の	方メートルにつき1年						
	(2) 標識		1本につき1年	2,400円	(2) 標識		1本につき1年	1,900円	
	(3) 旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	250円	(3) 旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	190円	
		その他のもの	1本につき1月	2,500円		その他のもの	1本につき1月	1,900円	
	(4) 幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	250円	(4) 幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	190円	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	2,500円		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	1,900円	
(5) アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	25,000円	(5) アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	19,000円		
	その他のもの		13,000円		その他のもの		9,300円		
政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	3,100円	政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	2,400円
政令第7条第3号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額	政令第7条第3号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.028を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	2,500円	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	1,900円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1月	310円	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1月	240円
政令第7条第9号に掲げる施設	(1) 建築物		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を	政令第7条第9号に掲げる施設	(1) 建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を	

改正 (R 4. 4. 1 から施行)				現行 (R 4. 3. 31 まで)			
		つき 1 年	乗じて得た額			つき 1 年	乗じて得た額
	(2) その他のもの		A に 0.008 を乗じて得た額		(2) その他のもの		A に 0.009 を乗じて得た額
政令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物	(1) トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A に 0.011 を乗じて得た額	政令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物	(1) トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A に 0.012 を乗じて得た額
	(2) 上空に設けるもの		A に 0.023 を乗じて得た額		(2) 上空に設けるもの		A に 0.02 を乗じて得た額
	(3) その他のもの		A に 0.033 を乗じて得た額		(3) その他のもの		A に 0.028 を乗じて得た額
政令第 7 条第 12 号に掲げる器具			A に 0.033 を乗じて得た額	政令第 7 条第 12 号に掲げる器具			A に 0.028 を乗じて得た額
政令第 7 条第 13 号に掲げる施設	(1) トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路 (高架のものに限る。) の路面下に設けるもの。		A に 0.011 を乗じて得た額	政令第 7 条第 13 号に掲げる施設	(1) トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路 (高架のものに限る。) の路面下に設けるもの。		A に 0.012 を乗じて得た額
	(2) 上空に設けるもの		A に 0.023 を乗じて得た額		(2) 上空に設けるもの		A に 0.02 を乗じて得た額
	(3) その他のもの		A に 0.033 を		(3) その他のもの		A に 0.028 を

改正（R 4. 4. 1 から施行）				現行（R 4. 3. 31 まで）			
			乗じて得た額				乗じて得た額